

令和3年度
「徳島市創業促進事業補助金」
交 付 要 領

[令和3年4月]

＜クラウドファンディング活用者に対する支援＞

【 応 募 】

必ず資金募集開始前に申請してください。

募集は令和3年4月5日（月）～令和3年6月18日（金）です。ただし、予算額に達し次第、募集を終了します。

申請された書類に基づき資格要件及び事業内容等の審査を行い、採択者を決定します。

【提出・問い合わせ先】

徳島市経済部経済政策課

- 住 所 : 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
- 電 話 : 088-621-5225
- F A X : 088-621-5196
- E - mail : keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp
- 受付時間 : 8:30~17:00/月~金曜日（祝日を除く）

【その他】

本交付要領のほか、補助金交付申請書等を、徳島市のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

1 事業目的

徳島市において、創業時等におけるクラウドファンディングを活用した資金調達を支援し、新たな需要や雇用の創出等を促し、本市経済を活性化させることを目的とします。

2 補助対象者

本補助金の交付申請をしようとする者は、クラウドファンディングを活用し、その新規事業の実施や、新商品・新技術開発に要する資金を調達する者で、以下の(1)から(8)の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1)「新たに創業する者」、「第二創業を行う者」又は「創業者(第二創業を含む)」であること。
- ①「新たに創業する者」とは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに本市において創業する予定の者であって、個人開業、会社(以下、会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指す。)又は特定非営利活動法人の設立を行い、その代表となる者。
 - ②「第二創業を行う者」とは、個人事業主、会社又は特定非営利活動法人であって、募集開始日の6カ月前の日(令和2年10月1日)から、募集開始日以降6カ月以内(令和3年10月1日)の間に事業承継を行った者又は行う予定の者。また、令和3年4月1日から令和4年3月31日に本市において、既存事業以外の新事業を開始することが必要です。
 - ③「創業者(第二創業を含む)」とは、本市で創業後、申請日において5年以内の個人事業主、会社又は特定非営利活動法人の代表者。

※上記①～③における「会社」及び「個人事業主」とは、以下の定義に該当する「中小企業者」を指します。

業種分類	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

※上記①～③における「特定非営利活動法人」とは、中小企業者の振興に資する事業を行う者であって、以下のいずれかを満たす必要があります。

- ア) 中小企業者と連携して事業を行うもの。
- イ) 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの(社員総会における表決議の2分の1以上を中小企業者が有しているもの)。
- ウ) 新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの。

(2) 次のいずれかに該当する者(みなし大企業)でないこと。

- ①発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

②発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

- (3) 補助対象者が個人の場合は、本市に居住し、本市で事業を興す、又は興している者であること。法人の場合は、本市に本店又は主たる事業所を置き、本市で事業を興す、又は興している者であること。
- (4) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税、同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納していないこと。
- (5) 同一の事業について本補助金及び国（独立行政法人を含む）・県等の公的機関から補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がない者であること。
※交付決定後に他の制度と併用している事実を発見した場合は、交付決定を取り消し、必要に応じて補助金の返還を求める場合があります。
- (6) 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
- (7) 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有しないこと。反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外。
- (8) 徳島市創業支援等事業計画における認定連携創業支援事業者に相談の上、申請書を提出するもの。

なお、要件を満たしていないにも関わらず、本補助金の交付の決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。

また、本補助金の交付の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

3 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、以下の(1)、(2)の要件を満たすことが必要です。

- (1) 既存技術の転用、隠れた価値の発掘を行う新規性の高い事業、本市域外の市場獲得を念頭とした事業、又は、新商品・新技術の開発を行う事業。
- (2) 以下のいずれにも合致しないこと。
- ① 公序良俗に問題のある事業。
 - ② 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）。

4 補助対象経費等

(1) 対象経費

補助対象事業の実施に必要な資金調達を行うため、クラウドファンディングを利用する際にファンド運営事業者等に支払う経費で、補助金の交付決定日から当該事業年度の2月28日までに支払いを完了し、以下の①から③の条件を全て満たすものを対象とします。

- ① 交付決定日以降に募集を開始するクラウドファンディングによるものであって、補助金の交付決定日から当該年度の2月28日までの資金調達に係る経費（交付決定日以降当該年度の2月28日までに支払いしたものに限り）
- ② 補助金活用の実施状況を明確にできること。
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できること。

※下記に記載されている「補助対象経費」が対象となります。

その他、下記に例示された「対象とならない経費」、及び記載されていない経費は、原則補助対象外となります。

【対象経費一覧】

(1) クラウドファンディングを利用する際に、ファンド運営事業者に支払う経費

- ①ファンド組成費用
 - ・ファンド審査、契約書作成に要する経費
- ②ファンド運営費用
 - ・ウェブ制作、PR費用、出資者への事業報告に要する費用
- ③ファンド監査費用
 - ・ファンド対象事業者の監査、投資家への明細交付
- ④成功報酬
 - ・調達者手数料（クレジットカードの決済手数料を除く。）

(2) クラウドファンディングを利用する際に必要となる資料の作成にあたり、専門家の支援を受けるために必要となる経費（ただし、本経費のみを補助対象とすることはできません）

【対象とならない経費】

- ・契約等に係る収入印紙代
- ・配当金、分配金
- ・購入型等における商品・サービス等の提供にかかる費用

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満は切り捨て）

(3) 限度額

合計金額 **40万円**

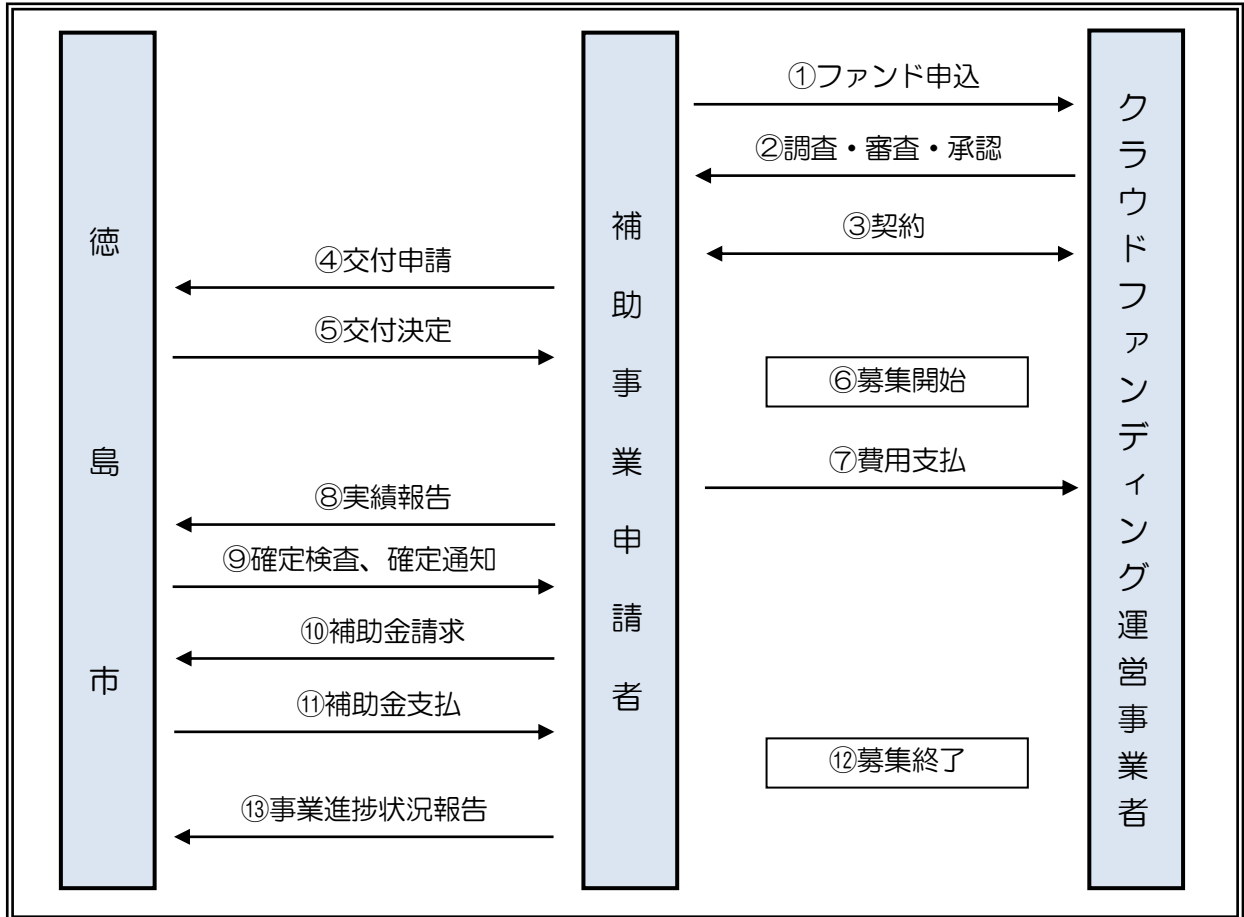
5 補助対象期間

本補助事業の補助対象期間は、交付決定日から令和4年2月28日までです。

6 事業（手続き）の流れ

補助金の申請から事業完了までの基本的な流れは、次の図のとおりです。

【事業（手続き）の流れ】



※本補助事業の交付決定日より前に募集開始した場合は、対象となりません。

7 交付申請（応募上の注意）

(1) 申請書類について

- ① 次に掲げる「提出書類一覧」により、申請書類等を作成し、提出してください。
- ② 提出された申請書類等は、返却しませんので予めご了承ください。
- ③ 提出された申請書類等の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。
- ④ 申請していない補助対象経費については、実績報告書を提出の際に追加できません。

提出書類

- ◇ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ◇ 事業計画書（様式第2号） ◇ 収支予算書（様式第3号）
- ◇ 住民票抄本
- ◇ 創業者の場合は、税務署の受付印のある個人事業の開業届出書の写し（個人事業主の場合）または3カ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
- ◇ 市税の納付状況に関する同意書（課税が徳島市以外の場合は、当該課税を行った市町村発行の納税証明書）
- ◇ クラウドファンディング運営事業者との契約書等の写し

(2) 提出方法について

提出書類を、本交付要領表紙に記載の提出先へ持参により提出してください。

※補助金の支払いについては、本補助事業完了後の実績報告書の提出を受け、補助金の額が確定した後に、精算払により行いますので、ご注意ください。

8 交付決定等

提出された書類に基づき資格要件及び事業内容等を審査し、補助金を交付するべきものと認められるときは交付決定を行います。審査の結果（不交付の理由等）に関するお問い合わせには一切応じかねますので、予めご承知願います。いずれの審査結果も、採択の可否を書面により通知します。

9 事業内容の変更・取下げ

交付決定を受けた後、本補助事業の補助対象経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは本補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に承認を受けなければなりません。なお、軽微な変更の場合は、承認の必要はありません。（次表に掲げる要件に該当する場合）

【軽微な変更】

区 分	変 更 の 内 容
経 費 の 変 更	補助対象経費の20%以内の減少となる変更をする場合
事業内容の変更	補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない、事業計画の細部を変更する場合

提出書類

- ◇ 補助金変更申請書（様式第6号） ◇ 取下げ申請書（様式第8号）
- ◇ 事業計画書（変更後）（様式第2号）
- ◇ 収支予算書（変更後）（様式第7号）

10 実績報告

補助事業者は、本補助事業が完了したとき（クラウドファンディングによる資金の募集を開始し、運営事業者に補助対象経費の支払いを完了したとき）は、補助事業の完了後30日以内、又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、次の書類を提出していただく必要があります。

提出書類

- ◇ 補助金実績報告書（様式第11号）
- ◇ 事業実績書（様式第12号）
- ◇ 収支決算書（様式第13号）
- ◇ 補助対象経費の支出を証明する書類（領収書等）の写し
- ◇ 申請時創業予定であった者の場合は、税務署の受付印のある個人事業の開業届出書の写し（個人事業主の場合）または3カ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

11 事業進捗状況報告

補助金交付が確定した者は、ファンドに係る資金の募集期間が終了したときは、ファンドに係る資金調達額の状況、事業化の見通し等について、募集期間が終了した日から30日以内に、事業進捗状況報告書（様式第17号）を提出してください。

12 その他

（1）経理文書等の保存について

補助事業者は、本補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿、及び支出証拠書類を整備し、本補助事業が完了した年度の終了後5年間保存しなければなりません。

（2）交付申請書等の作成経費について

本補助事業の申請に当たって要した交付申請書等の作成経費は、補助金の交付決定の可否を問わず、一切支給しません。

（3）提出された申請書類等の取扱いについて

申請書類等の機密保持については、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。